

## 国立大学法人岡山大学における公的研究費等に関する不正防止計画

平成20年3月12日  
学 長 裁 定  
改正 平成23年 3月28日  
改正 平成27年 3月 2日  
改正 平成30年 3月27日  
改正 令和 4年 3月 7日

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）において公的研究費等を適正に管理運営し不正使用等を防止するため、「国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針」及び「国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（以下「不正使用等防止規程」という。）」第8条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

### 1 公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制の整備

不正使用等防止規程に基づき、公的研究費等の不正使用等防止に関する管理責任及び各責任者の役割を明確化する。また、これらを本学のホームページで公開し、常に学内外に周知する。

### 2 公的研究費等の不正使用等防止に関する取組方針

#### (1) 関係者の意識の向上と浸透に関する事項

- ① 公的研究費等の不正使用等については、大学全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、構成員に認識させるための取り組みを行う。
- ② 部局において、構成員の相互理解を促進するための取り組みを行う。
- ③ 各部局のコンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施や不正使用等の防止に向けた定期的な啓発活動を行い、実施状況を統括管理責任者に報告する。

#### (2) 公的研究費等の適切な管理・運営の基礎となる環境に関する事項

- ① 公的研究費等の使用ルール等に関しての相談を受け付ける体制を整備し、周知を図る。
- ② 公的研究費等の使用ルール等に関して構成員へ周知するとともに、理解度を把握するための取り組みを行う。また、公的研究費等により旅費・謝金等の支給を受ける学生等に対してもルールをわかりやすく周知する取り組みを行う。

#### (3) 不正使用等の発生要因の把握に関する事項

- ① 教育研究現場における公的研究費等の使用について、構成員の間で、課題点等を共有するための取り組みを行う。
- ② 不正な取引は業者との関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する取り組みを行う。
- ③ 不正の起こりうる要因や背景等を把握し、公的研究費等の不正使用等を防止するための取り組みに反映させる。

#### (4) 不正使用等防止対策に関する事項

- ① 検収業務が適正かつ確実に実施されるための取り組みを行う。
- ② 適正な予算執行を行うため、計画的な早期執行を実現するための取り組みを行う。
- ③ 旅費、謝金、賃金等について、適正に執行していることを検証するための取り組みを行う。
- ④ 契約事務の適正な実施及び相互牽制の確立を確保するための取り組みを行う。
- ⑤ 物品について、適正に管理をするための取り組みを行う。

#### (5) 公的研究費等のモニタリングに関する事項

- ① 関係部署が連携し、公的研究費等の執行・管理に関するモニタリングを実施する。
- ② モニタリングを通じて、教育研究現場の現状を把握し、不正発生要因に応じて、不正使用等の防止に向けた取り組みに反映する。

### 3 公的研究費等の不正使用等防止に関する取り組みの実施体制

- (1) 公的研究費等の不正使用等防止に関する具体の取り組みについては、取り組みを確実に実行するため、3年間を計画期間とした各年度における行動計画を策定する。
- (2) 不正防止計画の実施に当たっては、不正防止計画推進室において行動計画の進捗管理を行うとともに、当該年度毎に取り組み結果を検証・評価し、次年度の行動計画に反映させる。

### 4 不正防止計画の見直し

不正使用等防止のための取り組みは、本学全体で推進するとともに、文部科学省等からの情報提供や他機関における対応等を参考にしつつ、現実的で実効性のある取り組みとなるよう不断の見直しを行う。

### 5 内部監査の実施

- (1) 法人監査室は、不正防止計画推進室と密接な連携を図り、同室が把握する不正使用等を発生させる要因に応じた監査計画の下で、定期及び臨時に内部監査を実施する。
- (2) 法人監査室は、上記(1)の監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な措置を講じるよう求める。